

ロベルト・エッサー*
刑事弁護実務における人権

嘉門 優** (訳)

目 次

- 1 刑事弁護の潜在可能性としての人権
 - 2 欧州人権条約 (EMRK) における刑事弁護の実体的・手続的保障
 - 3 人権による弁護保障と、ドイツ憲法上の基本権との関係
 - 4 刑事弁護の観点からの、基本法を上回る EMRK の「多くの価値」
 - 5 欧州連合のレベルでの、人権的な弁護標準の「EU 化 (Unionisierung)」
 - 6 EGMR の司法に対して、EU イニシアティブが有する多くの価値
 - 7 人権標準の「関門 (Einfallstor)」としての解釈原則
 - 8 刑事手続における再審の可能性
 - 9 刑事弁護実務における現在のストラスブール司法
 - 10 「外からの」修正としての人権と「内からの」自己義務
- 訳者コメント

1 刑事弁護の潜在可能性としての人権

超国家的、国際的な人権保護を効果的に保障することは、欧州評議会 (Europarat)、さらには、その人権保護領域における母法である欧州人権条約 (EMRK) の基本的な関心事である。

1949年以降の基本法であるドイツ憲法には、刑事手続に関する特別の規定がわずかしかないのに対して、1950年11月4日の**欧州人権条約 (EMRK)** と、以降に署名された6つの追加文書 (Nr. 1, 4, 6, 7, 12, 13) には、実体的な刑法/制裁法と刑事手続法に関する多くの特別な保障が規定されている。

* ロベルト・エッサー パッサウ大学法学部教授
著者であるエッサー教授は、ドイツのパッサウ大学のドイツ・ヨーロッパ・国際刑法/刑事訴訟法/経済法講座担当教授であり、同大学の刑事手続における人権研究部 (HRCP) 主任でもある。

** かもん・ゆう 立命館大学法学部教授

同様のことが、1966年12月19日に国連において締結され、2016年に50周年を祝う、**市民のおよび政治的権利に関する国際規約（IPBPR）**に関してもいいうる。それ以前には、欧州人権裁判所（EGMR）は公正な裁判保障（EMRK 6条1項）について、EMRKから個別事案に関連して導出せねばならなかった刑事手続上のいくつかの権利が、この規約にすでに規定されていた。その例が、黙秘権（自己負罪拒否特権、IPBPR14条3項g）である。

この二つの条約に加えて、刑法に関して、さらに特別な国際法上の取り決めが存在している。その例として挙げられるのが、1984年12月10日の**拷問等禁止条約（UNCAT）**や、1987年11月26日の**拷問と非人道的な処分や拷問の防止に関するヨーロッパ協定（ECPT）**である。

EMRKは、すでにその序文において、社会的な枠組条件といわば方向性としての「正義」について述べている。それに加えて、EMRKは、刑事弁護に関しても、最も重要で、法的に拘束力を有する国際的な規律（*Regelwerk*）であり、多国間の国際法上の条約という形式をとっている。

注目すべきは、EMRKの保障の構造的な類型や概念内容は、今日まで**変化がない**ということである——さらに、また、とりわけ、それが際立っているのが、権利規約に際しての構成要件である（いわゆる、制限規定）。

このようなEMRKの成立の歴史的な背景には、第二次世界大戦における、とりわけ、当時のドイツにおいて一般的に、裁判所、刑事訴追機関、秘密情報機関も含めて関与した身の毛もよだつ残虐行為、が存在している¹⁾。

EMRKは、今日まで、**人権保護の世界的に有効なシステムの基盤**である。刑事弁護の領域でもまさしく、条約の人権保障は、最近の多くの条約締結に当たっての雛形、模範としての性格を有してきた。

最終的に、EMRKの人権保障とそれを形づくるEGMR判例は、長い期間を経て、ルクセンブルクの欧州司法裁判所（EuGH）が解釈について管轄を有する、2009年に発効した**EU基本権憲章**に、内容的に結実した²⁾。

1) *Grabenwarter/Pabel*, Europäische Menschenrechtskonvention, 6. Aufl. 2016, § 1 Rn. 1.

2) *Jarass*, Charta der Grundrechte der Europäischen Union, 3. Aufl. 2016; Meyer (Hrsg.), Charta der Grundrechte der Europäischen Union, 4. Aufl. 2014; Stern/Sachs (Hrsg.), Europäische Grundrechte-Charta, 2016.

2 欧州人権条約 (EMRK) における刑事弁護の実体的・手続的保障

総論的に刑事手続、各論的に刑事弁護人の活動に関する EMRK の意義を示すために、以下では端的に、刑事弁護人の活動領域に属する、この条約の最も重要な保障について触れておこう。第一が「生命に対する権利 (EMRK 2条)」であり、この権利にもとづいて、特に殺人罪の場合に、刑事訴訟機関による解明活動の類型と強度に対する具体的な要求が導出される³⁾。ただし、第一義的に刑事弁護人の活動自体について述べているわけではなく、むしろ、刑事手続における有効な第三者参加(訴訟参加人 (Nebenkläger)、証人)の要請から、その相手方である弁護の有効性も当然のものとして触れているというだけである⁴⁾。

実体刑法において最も重要な保障であるのが、EMRK 7条1項に規定されている「法律、犯罪なくして刑罰なし (nulla poena, nullum crimen sine lege)」の原則である。この原則に関しては、ドイツは、実務家がいうように、「苦渋に満ちた (leidvoll)」経験をすでに有している。つまり、保安監置に関する近年の広範囲に及ぶ立法改革は、直接的には、EGMR による「M (ücke)」事例判決⁵⁾を受けて行われたのだが、実際の決定打となったのは、EMRK 7条1項(と自由剥奪に関する条件に関する条文 (EMRK 5条))であった。

刑事弁護人の日常的活動にとってより大きな意味を有しているのが、EMRK による手続保障であることはいうまでもない。前述の EMRK 2条が、効果的な刑事訴訟の重要な基準を規定し、同時に、その潜在的な限界も示している(たとえば、起訴強制手続に関して)のに加えて、EMRK 3条とそこに規定されている拷問禁止を挙げることができる。これらは、尋問状況の評価に際して意味を有する。未決勾留だけではなく、刑罰執行という既決段階における被拘束者の取扱いに関しても、とくに、その際の収容状況が、ドイツの裁判所によって常に何度も、EMRK 3条の文脈で議論されている(拘束場所の大きさ、設備、収容人員)⁶⁾。

3) Esser, Das Recht auf Leben in der Rechtsprechung des Europäischen Gerichtshofs für Menschenrechte, in: Zöller/Sinn/Esser (Hrsg.), Lebensschutz im Strafrecht, 4. Deutsch-Taiwanesisches Strafrechtsforum, 2017, S. 15 ff. 参照。

4) Karpenstein/Mayer/Schübel-Pfister, EMRK, 2. Aufl. 2015, Art. 2 EMRK Rn. 32. 参照。

5) EGMR, M./Deutschland, Urt. v. 17.12.2009, Nr. 19359/04, EuGRZ 2010, 25 = NJW 2010, 2495 = NSTZ 2010, 263 = StV 2010, 181.

6) BVerfG, Beschl. v. 22.2.2011 – 1 BvR 409/09, EuGRZ 2011, 177 = NJW-RR 2011, 1043 =

仮逮捕／勾留と、場合によってはその後引き続き行われる未決勾留に関して、EMRK 5条1項（自由を求める権利）の保障が重要な基準——と限界を示している。なお、この点に関して、テロリズムとの闘争に熱心な政治家が想起すべきなのが、EMRK 5条1項に「自由を求める権利」とともに規定された「安全を求める権利」は、恣意的な自由剥奪からの自由を意味するのであって——反テロリズムのための措置を求める権利ではないということだといわれている。

刑事弁護人のための最も重要な保障として、EMRK 6条にある被疑者・被告人の権利（*Beschuldigtenrechte*）を挙げることができる。後述するが、それらの大部分は、ドイツ憲法上の弁護基準、さらには、法治国家原理や公正な裁判のような、諸原理、諸原則からのみ導かれる弁護基準を補完している⁷⁾。

最後に、EMRK 8条の規定が、刑事手続上の重要性という観点から過少に評価されてはならないだろう。ここで規定されている私生活、住居および通信への干渉は、ほぼすべての刑事手続上の捜査手段にみられる伝統的・手続的な干渉問題、すなわち、搜索、電話・居室の盗聴と関係している。これにより、刑事訴追機関の権限を最も重要なものだけに限定することが意図されている。

以下では、刑事弁護人に関して、市民的及び政治的権利に関する国際規約（IPBPR）よりも、概念的に理解しやすい EMRK を中心に例を挙げていきたい。なぜなら、EMRK は、人権侵害の事案で、国際法的に拘束力を有する EGMR の（確認）判決によって終了するという（EMRK 41条）、練られたコントロールシステムにもとづいているからである。

なお、EMRK の保障と、基本法から導出される刑事手続上の保障との関係についても提起され、同時に答えられなければならない。

↘ StraFo 2011, 142; BVerfG, Beschluss v. 27.12.2005-1 BvR 1359/05, NJW 2006, 1580; BGH, Urt. v. 11.3.2010-III ZR 124/09, NJW-RR 2010, 1465=MDR 2010, 743=FS 2010, 235=StraFo 2011, 157 刑事収容施設における人間の尊厳に反する収容条件を理由とした損害賠償請求と、その請求と法的救済の不提起との因果関係の問題について; BGH, NJW 2006, 306; NJW 2006, 3572; OLG Frankfurt, NStZ 1985, 572 (定員オーバーの舎房); OLG Frankfurt, NJW 2003, 2843; OLG Celle, NJW 2004, 2766; OLG Naumburg, NJW 2005, 514; OLG Frankfurt, NStZ-RR 2005 155.

7) Löwe-Rosenberg/*Esser*, Bd. 11, EMRK, 26. Aufl. 2012, Art. 6 EMRK Rn. 13 ff. 参照。

3 人権による弁護保障と、ドイツ憲法上の基本権との関係

総論的には法曹、各論的には弁護人にとって、人権基準と憲法との関係に関する問題は重大な意味を有している。とりわけその背景には、条約に書かれた国内レベルでの権利を、正式に憲法上の権利としなければならないということが、条約自体には明記されていないという問題がある。

EMRK は、ドイツの法秩序において、憲法としての地位を有しておらず、国際法的一般原則でもない（基本法25条）。また、この条約は単なる連邦法の範囲で影響を与える（にすぎない）（基本法59条2項⁸⁾。それを通じて、それらの規定は直接的に妥当するドイツ法となる。それらは、執行機関や司法を拘束する（基本法20条3項）。そのため、EMRK は刑事弁護人の活動に重大な意義を有するといえるのである。

たしかに、EMRK も IPBPR も、人権や基本的自由の国内的な保障を排除しておらず、その維持を前提としている（EMRK 53条/IPBPR 5条2項参照）。しかしそれ以上に、EGMR のすべての判例が——批准に関する同意の立法（基本法59条2項）を超えて——EMRK の国内法的な拘束力を有していることを、連邦憲法裁判所が自身で何度も参照している2004年10月14日の **Görgürü 決定**⁹⁾において強調されている。

また、**EMRK 1条**によれば、EGMR のすべての判例が、転用可能な内容については、ドイツ連邦共和国に対して国際法上の拘束力を有していると理解しうる¹⁰⁾。

したがって、刑事訴追に関するすべての国内的、国家的な機関、とりわけ、ドイツ刑事裁判所は、国際法ではなく、国内法上、EGMR の判例に拘束されることになる¹¹⁾。

すなわち、すべての警察機関・検察官・裁判官は、連邦の他の法律と同じく、方法論的に適用しうる解釈の範囲内で、また、すべての刑事手続に関する EGMR の

8) BVerfGE 74, 358, 370; 82, 102, 120. Hinsichtlich des IPBPR: BVerwGE 65, 188.

9) BVerfGE 111,307=NJW 2004,3407 (Görgürü)=JZ2004, 1171.

10) Löwe-Rosenberg/Esßer (前掲注 (7)), Art. 1 EMRK Rn. 2 ff.

11) この義務は、その不尊重を、具体的に関連する（同時に存在する）、法治国家原理にもとづくドイツ憲法上の基本権の侵害として、ドイツ憲法裁判所が非難するという方法によって保障される。

全判例の観点から、条約を配慮し、適用しなければならない¹²⁾。

ただし、連邦憲法裁判所は、以上のような原則を、**憲法による留保**（基本法による基本権保護の制約や引下げに至らない限りで¹³⁾）の下に置いており、その内容的な射程範囲は明らかにされていない状況にある¹⁴⁾。

この点について、立法者が条文として明確に示していない以上、国際法的な義務に反したり、その違反を可能にすることを立法者が望んでいるとは——連邦憲法裁判所としても——考えられない。したがって、刑事裁判所は、刑事訴訟に関して重要な法律とその他の規則を、**ドイツ連邦共和国の国際法的義務と一致させて**解釈しなければならないとされている¹⁵⁾。

その際、EMRK の保障と EGMR の判例の考慮は、「**方法論的に適用しうる解釈の範囲内で**¹⁶⁾」実現されなければならないとされる。

基本法は、1条2項によって、国際的な人権の維持に特別な保護を認めている。これが基本法59条2項と結びついて、憲法的な義務の基盤となり、さらに、ドイツ基本権の適用に際しては、具体的にその内容を形作るために解釈の補助としてEMRKを考慮に入れるのだとされる。そして、解釈や衡量に関する判断が、現行の標準的な方法論の枠内で認められる限りにおいて、ドイツの裁判所——刑事裁判所も——条約に従った解釈を優先する義務を有しているというのである。

ただし、連邦憲法裁判所は、条約と一致し、国際法に親和的な基本法解釈には限界があるとしており、それはまず「**明らかに矛盾する立法やドイツ憲法規定**¹⁷⁾」に見られるとされる。

一方、国際法に親和的な解釈の要請についていえば、EMRK と EGMR のすべての判例は、**ドイツ刑事手続法を、広範囲に明確化・具体化する機能**¹⁸⁾を有している。そのような保障の例として、ドイツ憲法（基本法）において明確に挙げられておらず（たとえば、公正な裁判の原則）、そこでは、法治国家原理（基本法20条3

12) BVerfGE 74, 358, 370; 111, 307, 321, 323 f. = NJW 2004, 3407 (Görgülü); BVerfG NJW 2009, 1133, 1134; NJW 2015, 1083, 1085. さらに、BGH NJW 2001, 309, 311. を参照。

13) Vgl. BVerfGE 111, 307, 317; 128, 326, 371; BVerfG NJW 2008, 2978, 2981; EuGRZ 2016, 311, 313.

14) さらに BVerfGE 112, 1, 25 f. 参照。

15) BVerfGE 74, 358, 370; 82, 106, 115; 83, 119, 128; NJW 2001, 2245, 2246; BGHSt 45, 321, 329; 46, 93 = NJW 2000, 3505, 3507. 参照。

16) BVerfGE 111, 307, 323.

17) BVerfGE 111, 307, 329.

18) Löwe-Rosenberg/*Esser* (前掲注 (7)), Einf. Rn. 94.

項)についてしか触れられていない保障が挙げられる。

やはり、ドイツ刑事訴訟法には想像以上に数多く存在する——国内法上の解釈や衡量に関する判断に際して、憲法上の限界を超えない限りで、EGMRの解釈が国内法上優先されなければならない¹⁹⁾。

4 刑事弁護の観点からの、基本法を上回る EMRKの「多くの価値」

総論的にはドイツ刑事手続への、各論的には刑事手続法へのEMRKの効力について詳述してきたが、次に、刑事弁護人の日常的な活動において、EMRKの保障が、基本法の憲法的な保障に比べてどの程度の優越的な価値を有しているのかという問題について検討しよう。

基本法は、刑事訴訟法の領域では、その性質上、個人に具体的に付与される手続的基本権というよりも、主に諸原理、諸原則として機能する。このことは憲法学者にとっては驚くべきことではないのに対し、法曹にとっては、とくに、前述のとおり、基本法があまり刑事手続的な保障を規定していないという事情とも関わって困難な問題を引き起こす。

たとえば、公正な裁判原則(ドイツ憲法はこの概念を定義していないどころか、この概念自体が存在しない)のもとで理解されることは、最終的には、EMRKの詳細な読解によって生まれるものであって、ドイツ基本法のそれによるのではない。「法治国家原理——公正な裁判——被疑者・被告人の権利(Beschuldigtenrechte)」という3原則の関係は、法曹にとっては、連邦憲法裁判所とEGMRの判断と、国内の刑事裁判管轄におけるその継受を基礎として、基本法とEMRKの両方をまとめて参照することによってはじめて明らかとなる。

基本法とは異なり、条約上の最も重要な保障として挙げられるのが、無罪推定原則(EMRK 6条2項)と、前述した公正な裁判原則(EMRK 6条1項)である。裁判所の手続の公開についても、(支配的な見解によれば、裁判所規則の手続規定によるとされる)ドイツ法とは異なり、EMRK 6条1項に被疑者・被告人の観点から規定されている。

より重要な被疑者・被告人の権利(たとえば、直接又は弁護人を通じて弁護する

19) BVerfG, Urt. v. 4.5.2011-2 BvR 2365/09 (保安監置), BVerfGE 128, 326 = NStZ 2011, 450 = StV 2011, 470.

権利、効果的な弁護を求める権利、通訳とのアクセスを要求する権利）が EMRK 6条3項に規定されている。

欧州人権条約がドイツ憲法よりも、刑事弁護人にとって特に価値を有しているのが、自由剥奪が許容される可能性について取り決められたカタログであるという点であり、それはEMRK 5条に規定されている。

さらに、EMRK 5条は、自由を奪われた人——刑事手続の範囲に限らず——の身柄拘束に際しての権利を列挙している²⁰⁾。この点に関して、たしかに、基本法104条の規定内容はかなり具体的であり望ましいものであるが、それ以上に EMRK 5条は、厳格で、まさしく矛盾のない構造を有していると評価しうる。なぜなら、同5条は、ヨーロッパにおけるテロリズム（IRA, RAF）やその他の重大犯罪の過去の局面を乗り越えてきており、かつ、今後も、イスラムのテロや「反動的な」政治的活動による現在の脅威に対しても、変わらず切り抜けることを期待されるからである。

ドイツ刑事訴訟法は、詳細に読むと、結局のところ、刑事訴追機関のための手引きであり、刑事裁判所に対する口頭手続のための台本でしかない。つまり、一部でしか、被疑者・被告人の権利は規定されていないのである。これは刑事手続法として異常であり、手続において、自身とその依頼人に認められる具体的な権利を知ろうとする刑事弁護人の活動にとっても妨げとなっている。

また、授權根拠と国家の行為義務の規定はあるが、その背景に存在する基本権、かつ／もしくは、人権の実体的な保護内容についてほとんど示されていない。そのことは、刑事訴訟法136条1項のような告知規定にも妥当する。つまり、規定されているのは、被疑者・被告人に対する告知義務であり、これは裁判官に向けられているのであって、被疑者・被告人の権利を直接的に規定したものではないのである。このように、告知義務から何とか間接的に権利が導き出せるという状況にある。

しかし、人権の観点やそれと結びついた手続の視点からは、以上の理解は批判されるべきである。すなわち、人権は原則としてではなく、個人の権利を直接的に保障するものでなければならない。

このような「原則 vs. 権利」という対立構図を踏まえると、EMRK には解釈上の手ごかりも存在する。つまり、EMRK では被疑者・被告人は自身の権利を放棄しうるのであり²¹⁾、手続基準、原則としてのドイツ刑事手続法においては放棄され

20) この点について Löwe-Rosenberg/Esßer (前掲注 (7)), Art. 5 Rn. 172 ff. 参照。

21) Löwe-Rosenberg/Esßer (前掲注 (7)), Art. 6 EMRK Rn. 129. 参照

えないのとは対象的である²²⁾。その限りにおいて、EMRKは中核において、人権の観点から被疑者・被告人を保護しており、被疑者・被告人は彼の権利や手続をすべて放棄しうるのである。

5 欧州連合のレベルでの、人権的な弁護標準の 「EU化 (Unionisierung)」

冒頭で挙げてきた一連の条約と、60年にわたってなされてきたEMRKの解釈についての欧州人権裁判所(EGMR)の判例によって、被疑者・被告人の権利と弁護基準に関する広範囲に及ぶシステムが作られることとなった。

さらに、この基準と並んで、ヨーロッパにおいて実務上最も重要な法である、EU法(Unionsrecht)の議論を避けることはできない。ここで再び以下のような疑問が具体的に提起される。すなわち、弁護人は、EU法上の保障から、彼の活動に関して具体的な保護基準を導きうるのかどうかという問題である。弁護人にとって、EU法は、EMRKやドイツ基本法よりも、より重大な価値を有するといわれている。なぜなら、EU法は伝統的な国際法とは異なり、適用上優先されるからである²³⁾。

a) EU基本権憲章

人権的な弁護標準の「EU化」のために中心的役割を果たすのが、第一に、EU基本権憲章であり、これは、2009年12月1日以来、EUの第一の法として、リスボン条約の発効に伴って拘束力を有している。

この憲章は、第6章において刑法上(も)重要な司法権についてまとめており、その下に、効果的な法的救済と党派的でない裁判を受ける権利(47条)、無罪推定(48条)、弁護権(48条)を規定している²⁴⁾。

さらに加えて、罪刑法定主義と、刑罰と犯罪との比例原則(49条)が規定されている。とりわけ、一事不再理の原則(ne bis in idem)(50条)を、すでに欧州司

22) 例として、BeckOK-StPO/Monka, Stand: 1.1.2017, § 136a Rn. 28, 参照。

23) 適用上の優先に関して、Hecker, Europäisches Strafrecht, 5. Aufl. 2015, § 9 Rn. 1 ff. 参照。

24) シェンゲン実施協定54条に関して基本的には: Grundlegend zu Art. 54 SDÜ: EuGH, C-385/01 u. C-187/01 (Gözütok u. Brügge), 11.2.2003, Slg. 2003 I-1345 = NJW 2003, 1173 = NStZ 2003, 332 = StV 2003, 201.

法裁判所は、多くの「先決裁定手続（Vorabentscheidung）」において取り扱っている。

ただし、基本法（憲法訴願）や、EMRK（個人訴願）とは異なり、EUは、一般的な基本権訴訟を欧州司法裁判所に提起することはできないとしている。これは、弁護に関する基本権が憲章に欠如していることを意味する。したがって、欧州司法裁判所の手続において、弁護基準の創設はいまだ十分にはじまっていないという。

そのため、実務上のアプローチは、「裁判所によって」のみ主導される、もしくは、主導されなければならない、先決裁定手続（欧州連合運営条約（AEUV）267条）や、多くの要件があるためアクセスしにくい特徴をもつが、連合の機関による行為統制を制約する取消無効の訴え（Nichtigkeitsklage）（AEUV 263条）により行われている。

b) 刑事手続における手続上の権利を標準化するための EU のイニシアティブ

刑事弁護に関してさらに興味深いのが、近年進められている、刑事手続におけるいくつかの手続上の権利をヨーロッパ標準化する傾向である。出発点はAEUV 82条であり、これにもとづいて EU は、刑事手続のヨーロッパ標準、とくに、刑事事件における警察と司法による共同活動の基盤を作ろうとしている。

EU による標準化の試みは、2002年の協議文書（Konsultationspapier）までさかのぼり、2003年のヨーロッパ連合内の刑事訴訟における手続保障に関するグリーンペーパーによって補完されている。ドイツ連邦政府は、2004年の被疑者・被告人の訴訟上の権利についての枠組決定を強力に主導した。しかし、この運動は、よりによって、2006年にドイツが評議会議長であったときに失敗した。

なお、近年、特別な規律によって、刑事訴訟における参画権（Mitwirkungsrecht）を詳細化するという方法が提案されている。そして、その方法は、被疑者・被告人の権利の領域における6つのEU指令へと結実し、その内容はEMRKを厳格にモデルとしている。

- EU 指令（2010/64/EU）（通訳サービスを受ける権利）²⁵⁾：犯罪実行の嫌疑がかかっている、あるいは、有罪を宣告されたと認識してから、訴訟、刑量の確定、そして、上訴手続（Rechtsmittel-verfahren）における確定判決の終了時まで。

25) 刑事訴訟において通訳サービスと翻訳を受ける権利についての EU 指令（2010/64/EU）

- EU 指令 (2012/13/EU) (刑事訴訟における告知と情報提供)²⁶⁾ : 起訴内容について; 弁護人等を依頼する (場合によっては無償の) 権利についての即時の口頭による/書面による告知
- EU 指令 (2013/48/EU) (刑事訴訟において弁護人にアクセスする権利)²⁷⁾ : とくに, 弁護人によるサービスのすべての範囲; 弁護人への遅滞なきアクセス, この弁護人との秘密のコミュニケーション, 弁護人と二人だけで面会することの保障, または, あらゆる訴訟段階における弁護人の効果的な参加
- EU 指令 (2016/343/EU) (無罪推定原則の強化と刑事訴訟における公判参加の権利)²⁸⁾
- EU 指令 (2016/800/EU) (刑事訴訟において被疑者・被告人となった児童のための刑事訴訟における保障)²⁹⁾
- EU 指令 (2016/1919/EU) (刑事訴訟における被疑者・被告人, ならびに, 欧州拘禁命令の執行手続において手続上対象者となった者のための手続費用の援助)³⁰⁾

これらの指令が, 各国の刑事訴訟に具体的にどの程度影響しているのかということについて, 無罪推定に関する EU 指令2016/343/EU の5条を例として見てみよう。この指令では, 被疑者・被告人の公共の場での取扱いについて触れられている。1項によると, 被疑者・被告人は, 身体的な拘束具の使用によって, 有罪判決を受けた者として裁判所の面前や公共の場で扱われることのないように, 加盟国は必要な手段を講じなければならない。具体的には, たとえば, 実務上, 未決勾留施設から被告人を連行する場合の手錠, かつ/もしくは, 足かせについて言及されている³¹⁾。

26) 刑事訴訟において告知と情報提供を受ける権利についての EU 指令 (2012/13/EU)

27) 刑事訴訟や欧州拘禁命令の執行手続において, 弁護人にアクセスしうる権利, または, 自由剥奪に際して第三者に知らせる権利や, 自由剥奪中に第三者や領事館と連絡をとる権利についての EU 指令 (2013/48/EU)

28) 無罪推定原則のいくつかの点に関する強化と, 刑事訴訟における公判参加の権利についての EU 指令 (2016/343/EU)

29) 刑事訴訟において, 被疑者・被告人となった児童のための手続保障についての EU 指令 (2016/800/EU)

30) 刑事訴訟における被疑者・被告人, ならびに, 欧州拘禁命令の執行手続において手続上対象者となった者のための手続費用の援助についての EU 指令 (2016/1919/EU)

31) この点について批判的な文献として, *Esser, Die Fesselung des Angeklagten in der* ↗

なぜ、この EU 指令がこの点についてとくに言及しなければならなかったのだろうか。その理由は、冒頭で問題提起したように、この分野において EU による人権の標準化が進んでいることや、とりわけ刑事弁護人らによって、一部では多大な犠牲を払って勝ち取られた EGMR の判決にもとづいた動きだというる。

それでは、これらの EU 指令は、EGMR の司法に比べてどのような価値を有しているというのだろうか。

6 EGMRの司法に対して、EUイニシアティブが有する多くの価値

a) EGMRは、自身に割り当てられた統制機能の枠内で、また、その実行に際しては常に回顧的な観点から、さらに、その都度具体的に判断されるべき事案についてのみ判断する。それに加えて、統制手続（Kontrollverfahren）の補充性にもとづいて、EGMRには厳しい限界がおかれている。その限界に属するのが、たとえば、国内で権利保護がし尽くされている場合（Erschöpfung）（EMRK35条1項）、当該違反が国内の訴訟ですでに認められている場合——さらに、事案において、判決なしに手続が終了するという納得のいく合意（gutliche Einigung）（EMRK 39条）の可能性もある。

とりわけ、EGMRは、その中核に、国内法、たとえば、刑事訴訟法の解釈に立ち入らないという原則を有している。その判決は、EMRK 46条1項の狭い範囲で——少なくとも、ないしは、それに限って——国際法的に拘束力を有する。

さらに、EGMRにおける手続は、不当に長い期間にわたって行われることはめったにない³²⁾。

b) それに対して、前述の EU 指令は予防的に機能する。EU 指令による保障を国内法においても実施する義務がある。その実施が期限どおりに、かつ、内容的にも完全に行われたかどうかについて、EuGH の先決裁定手続の方法で、付託する権限を有する／付託する義務を有する国内裁判所（刑事訴訟においては、判断する

↘ Hauptverhandlung – eine haftgrundbezogene Beschränkung der Untersuchungshaft? – Plädoyer für die Schaffung einer eingriffsspezifischen gesetzlichen Grundlage, in: Herzog/Schlothauer/Wohlers, Rechtsstaatlicher Strafprozess und Bürgerrechte, Gedächtnisschrift für Edda Weßlau (2016), S. 97 ff.

32) Grabenwarter/Pabel, Europäische Menschenrechtskonvention, 6. Aufl. 2016, § 6 Rn. 3 ff.

刑事裁判所と並んで、捜査裁判官も含まれる)によって常に審査される。

EU 指令による保障を国内法に転換しない場合であっても、少なくとも、国内法の内容が十分に具体化され、被疑者・被告人の訴訟上の地位を改善しているならば、**直接作用の原則**以上に、刑事訴訟に対し実務上重要な影響を有しているといえる³³⁾。

7 人権標準の「関門 (Einfallstor)」としての解釈原則

人権にもとづく弁護標準は、伝統的な国際法上の**解釈原則**を通じて、国内の訴訟へと影響力を及ぼす。これらの条約は、国内法への転換にもかかわらず、国際法上の条約でありつづける。

そのため、それらは、**国際法上の条約解釈の諸原則**と、条約法に関するウィーン条約の影響下にある。また、その解釈は、**国際法の他の諸原則と一致して行われなければならない**。諸国の共通の目的こそが、個別規定の解釈にとっての基準となる。

とりわけ、EGMR 判例は、EMRK の**刑事手続上の中心的な諸概念は、合目的に、独立して解釈されなければならない**と述べた。すなわち、それらの諸概念が、必ずしも常に各国のシステムに合致するわけではなく、具体的事案から生じた判断と一致するわけでもなかったとしても、欧州評議会と EMRK の47の加盟国すべてを拘束する解釈方法を採用しなければならないのである。

適切にも、EGMR は以下のように述べている。「この条約の目的と趣旨にしたがって、その保護規定が実際の効果的になるように、その条件を解釈・適用しなければならない³⁴⁾。」

このことは、たとえば、EMRK 6条1項の「**刑法上の犯罪についての告発 (strafrechtliche Anklage)**」という概念に重大な影響を及ぼす。EMRK にある、この「**刑法上の**」という概念はドイツ国内法で理解されるほど狭い意味ではない。

1984年にすでに明らかにされたように、**秩序違反**も EMRK 6条の意味での手続的な刑法である。**保安監置**の領域でも、EGMR による刑法概念はあまり形式的ではなく、**監置対象者 (Betroffene)** の状況を考慮して実質的に解釈されるのだという³⁵⁾ことを、ドイツの立法者は前提とせざるをえなかった。

33) この点について *Hermann/Michl*, JuS 2009, 1065. 参照。

34) EGMR, Rantsev/Zypren u. Russland, Urt. v. 7.1.2010, Nr. 25965/04, § 275.

35) EGMR, M./Deutschland, Urt. v. 17.12.2009, Nr. 19359/04; EGMR, Bergmann/Deutschland, Urt. v. 7.1.2016, Nr. 23279/14; EGMR, Petschulies/Deutschland, Urt. v. 2.6.2016, ↗

さらに、将来的に「刑法的な」問題として扱われる領域として考えるのが、例えば、懲戒手続の領域、犯人引渡しの問題、刑事判決の執行の場面である。これらの分野では、ドイツ法は、何十年にもわたって「使い慣れてきた」行為モデルと規範モデルを、いまだかなり形式的に使用する傾向にある。しかし、この分野でも、EGMR の司法の影響を受けて変化してきており、以上のような傾向は終止符を打たなければならないだろう。

刑事手続と弁護人の状況を人権が劇的に変化させたといえる、より重要な領域は、不利益証人 (Belastungszeuge) の概念である。すなわち、条約において、この不利益証人に対して、被疑者・被告人は訴訟の経過中に少なくとも一度は効果的に尋問しえなければならない (EMRK 6 条 3 項 d)。また、この不利益証人と並んで、鑑定人 (中立性を欠く場合は必ず) や共犯者も同様に扱われるべきだということを受け入れるのは、ドイツの刑事裁判所にとって苦労が多かった。さらに、効果的な弁護の要請が、被告人の不出頭の際の代理の場合も含み、その代理の許可を与えるとするのを、ドイツ刑事司法が認めることもより困難なプロセスであった (刑事訴訟法329条)。

8 刑事手続における再審の可能性

EGMR に提起された訴訟という観点から重要な論点が、EGMR によって宣告されたドイツ連邦共和国の違反を理由とする、刑事訴訟法359条6号による刑事手続における再審の可能性である——これは、1998年になってようやく認められた特別な法的救済措置である。それ以前は、連邦憲法裁判所の判断の拘束力を類推するという、かなり不自然な形で行われていたが、これは今日から見れば、かなりおかしな印象を与える。

EGMR を使って、すでに終結した国内の刑事手続を再開する可能性を追求することは、常に重要な中期的弁護方針であるといえる。——たしかに、判決が EGMR によって認められた違反にもとづいていなければならないと、立法者が認めたのは理にかなっている。しかし、ストラスブールにおいて EGMR が関心を有する違反の多くが、ドイツにおいて手続の再開を自動的に導くわけではないという点が問題である。たとえば、たしかに、不当に長期にわたる未決勾留の領域における制限 (EMRK 5 条 3 項 1号) が意義深いことはまちがいない。しかし、刑事訴

↘Nr. 6281/13.

訟法359条6号の「判決がEGMRによって認められた違反にもとづいていなければならぬ」という文言は、被疑者・被告人の権利の領域ではあまりにも謙抑的に解釈されているという現実が存在するのである。

9 刑事弁護実務における現在のストラスブール司法

a) おとり捜査 (Tatprovokation) の禁止

現在、刑事弁護について EMRK との関連で最も重要な手続的問題に属するのが、まちがいがなく、おとり捜査というテーマである。これに関して、EGMR は、ドイツに対する事案についても (*Furcht*³⁶⁾/*Scholer*³⁷⁾、近年数多く判断している。これらの判断において、EGMR は、法治国家的に許容される秘密捜査官の使用を、人権の観点から、すでに存在している犯罪活動に対する純粋に受動的な捜査だと解釈した (mere passive investigation of existing criminal activity)。

そして、EGMR は、スパイとして潜入する協力者 (V-Leute) や秘密捜査官の使用について、一般的に条約違反だとは位置づけなかった。*Lüdi*³⁸⁾ と *Teixeira*³⁹⁾ 判決において EGMR が強調したように、秘密捜査 (合法的な秘密捜査技術/侵入) の使用が不可欠であり、正当だと見られうる犯罪領域が存在するというのである。

解釈上説得的なのは、EGMR が、許容される秘密捜査活動と、人権上もはや受け入れがたいおとり捜査を分けたという点である。その際、重要な判断基準とされたのが、行為態様が主に受動的に捜査しているのだかという点かどうか (「investigate criminal activity in an essentially passive manner⁴⁰⁾」)、もしくは、すでに存在する犯罪に単に「随伴した」という点かどうか (「merely join and on-going offence⁴¹⁾」)、又は、人が犯罪の実行に積極的に影響を与えたかどうか (「exert influence...as to incite the offence⁴²⁾」) という点である。

36) EGMR, *Furcht/Deutschland*, Urt. v. 23.10.2014, Nr. 54648/09, NJW 2015, 3631 = NStZ 2015, 412 = StV 2015, 405.

37) EGMR, *Scholer/Deutschland*, Urt. v. 4.3.2010, Nr. 14212/10, EuGRZ 2010, 454.

38) EGMR, *Lüdi/Schweiz*, Urt. v. 15.6.1992, Nr. 12433/86 = NJW 1992, 3088 = StV 1992, 499.

39) EGMR, *Teixeira de Castro/Portugal*, Urt. v. 9.6.1998, Nr. 25829/94, NStZ 1999, 47 = StV 1999, 127.

40) EGMR, *Furcht/Deutschland*, Urt. v. 23.10.2014, Nr. 54648/09, § 48.

41) EGMR, *Bannikova/Russland*, Urt. v. 4.11.2010, Nr. 18757/06, § 37.

42) EGMR, *Furcht/Deutschland*, Urt. v. 23.10.2014, Nr. 54648/09, § 48.

b) 効果的な弁護の形式としての、欠席した被告人の代理

ここ数年、ドイツ刑事裁判所において、おとり捜査と並んでよく問題となるのが、被告人は——控訴審において——公判で代理人を求める権利を有しているかということである。この点は、被告人が弁明なく控訴審に現れなかった場合、控訴という法的救済手段が必ず棄却されるというドイツ刑事訴訟の規定をめぐって問題となった。

1980, 90年代の EGMR の多くの判例、とくに、フランス対オランダの判決にもとづいて、2012年に EGMR は、この問題についてドイツにはじめて判決（Neziraj⁴³⁾）を下した。それによって、ドイツ刑事訴訟法は、ドイツ法実務を条約に適合させるために改正されることとなった。

ドイツ刑事訴訟法329条1項の旧規定の文言（「代理人を許す場合において」）は、確かに、**条約適的な解釈**の可能性を有していた。つまり、控訴審において弁護人が公判時に被告人の代理となることが許容されるのは、代理する準備があり、相応しい正当性をもつ弁護人が、不出頭の被告人のために出席し、被告人の希望に沿って全権を委ねられていると告げている場合だと解釈するのである。

しかし、このような人権に親和的な解釈に対し、多くの上級裁判所が重大な法的疑念があるとして否定してきた。つまり、一方では、当該解釈が、**刑事訴訟法329条1項の文言の制約**を超えていると指摘したり⁴⁴⁾、他方では、ドイツ刑事手続秩序の**体系の内在性を根拠**にして疑念を示したのである⁴⁵⁾。

c) 弁護準備のための書面（Verfahrensakte）へのアクセス

ドイツ刑事手続において、書面は非常に重要な役割を果たしている。検察の捜査のすべての成果が書面として収集され、起訴状とともに管轄裁判所に送られる。その限りで、弁護人と被告人自身にとって、**効果的な弁護の準備**のために、いつこれらの書面にアクセスしうるのかということは非常に重要な問題である。さらに、書面に単にアクセスしうるというだけではなく、このアクセスが内容的に有用で、時

43) EGMR, Neziraj/Deutschland, Urt. v. 8.11.2012, Nr. 30804/07, StraFo 2012, 15 m. Anm. Püschel = NStZ 2013, 350 = StV 2013, 289; この問題に関して Esser, StV 2013, 331.

44) OLG München, Beschl. v. 17.1.2013, 4 StRR (A) 18/12 – StraFo 2013, 252 = StV 2013, 301 m. Anm. Esser, StraFo 2013, 253; OLG Celle, Beschl. v. 19.3.2013 – 32 Ss 29/13, NStZ 2013, 615.

45) OLG Bremen, Beschl. v. 10.6.2013 – 2 Ss 11/13 m. Anm. Burhoff, StRR 2013, 388; OLG Hamburg,

間的にも効率がよいかどうかが問題となる。すなわち、書面の重要な一部分のみにしかアクセスが許されないのか、また、裁判所か検察庁の建物の中で特定の時間だけしか利用できないのかどうかということが問題となる。

刑事訴訟法147条によると、書面へのアクセスは、捜査の終結までは原則的に認められえない。例外的に、1990年代に連邦憲法裁判所によって、**未決勾留が行われた事案**において、勾留審査の準備をするために書面にアクセスすることが認められた⁴⁶⁾。この判決による理解は、刑事訴訟法147条という実定法上の規定だけを手がかりに、2010年の段階まで肯定されていた。

2001年に、ドイツ連邦共和国が書面へのアクセスを違法かつ条約に反する形で制限したとして、3つの事案でEGMRにより有罪判決を受けた⁴⁷⁾。それを受けて、ドイツの立法者は、刑事訴訟法の改正に踏み切らざるをえなくなった。この判決から9年が過ぎ、**2010年のドイツ未決勾留執行法の大幅な改革**にともない、刑事訴訟法147条の広範囲に及ぶ改正と明確化が行われた。

今日、未決勾留が行われた場合、勾留審査の準備のために、書面をかなり広範囲に請求することを弁護人に保障する規定が、同条2項に見られる。現在、条文に規定されている比較衡量基準がいまだに曖昧ではあるものの、少なくとも人権的な規定に変わったと評価しうる。

d) EMRK 6条2項の無罪推定

EMRK 6条2項は、刑事訴訟法と制裁法の分野において、**新たな犯罪行為を原因とする刑の執行猶予の取消し**に際しての無罪推定を要求する。より具体的には、(新たな)犯罪行為に関して有力な手がかり——だけ——は存在するが、(法的な拘束力ある)判決や(裁判官の面前での)自白が存在していない場合に、裁判所は刑の執行猶予を取消することができるかという問題である。

EGMR が2002年のBöhmer判決において明らかにしたように、「取消しを判断する裁判所」は、「新たな」行為の行為責任を認定する裁判所の管轄領域を侵してはならないとした⁴⁸⁾。その後、驚くべきことに、EGMR は再び、2015年12月に、

46) BVerfG, Beschl. v. 11.7.1994, 2 BvR 777/94 = NStZ 1994, 551.

47) EGMR, Garcia Alva/Deutschland, Nr. Nr. 23541/94; Lietzow/Deutschland, Nr. 24479/94; Schöps/ Deutschland, Nr. 25116/94; Urt. v. 13.2.2001, StV 2001, 201 ff. (未決拘禁の際の書類閲覧権). これらの評釈として Kempf, NJW 2001, 206 f. u. Kühne/Esser, StV 2002, 383, 390 ff.

48) EGMR, Böhmer/Deutschland, Urt. v. 3.10.2002, Nr. 37568/97, NJW 2004, 43 = StV ↗

連邦憲法裁判所に、無罪推定原則違反を理由に有罪を言渡したのである（*EL Kaada*⁴⁹⁾）。このことが示しているのは、ドイツ実定法上の基準（一方でドイツ刑法56条 f, 他方でドイツ少年裁判所法26条）にしたがってきたドイツの裁判所は、EMRK の国際的な条件を適用するための実際上の手段を有していないということであった。それを受けてようやく、ドイツの立法者が法改正を回避することができなくなったのである。

10 「外からの」修正としての人権と「内からの」自己義務

国内の刑事訴訟において人権がどのような役割を果たすかということは、最終的には、国内刑事裁判所がそれを受け入れる（あるいは阻止する）用意があるかということにかかっている。また、これに関しては、国内の憲法裁判所（国内裁判システムにある類似の組織）と EGMR との関係性も重要となる。

たしかに、そのような憲法裁判所は従来どおり自身で選別することも、EGMR が人権に関して要求する基準を国内の基本権解釈に影響させることもできる。

しかし、憲法裁判所と人権裁判所との間で対立することはめったになく、いわばお互いの「自己保存本能」に起因する、利益衝突の危険は見られないのである。

驚くべきことに、オランダのような国家は、専門裁判権を有する憲法裁判所にまかせずに、EMRK の基準を伝統的に数多く、進んで受け入れている。これは、たとえばドイツのような長きにわたる憲法裁判所の判例の状況とは対象的である。

つまり、ドイツにおいても、たしかに、制裁法や刑事訴訟法の中心的な問題については、人権が「外から」影響を与え、修正をもたらしたのだが、その一方で、構造やシステムは数十年にわたって変化することなく、「内から」修正されることはなかった。

「外から」修正された例として挙げられるのが、**保安監置の広範囲な改革や、自白剤（Brechmittel）の使用に関する議論**がある。後者については、EGMR が争点とすることで関係者の関心呼び覚ますまでは⁵⁰⁾、ドイツではすでに「終わった」議論だと思われていた。

↘ 2003, 82 = NStZ 2004, 159 (§ 56f StGB).

49) EGMR, *El Kaada/Deutschland*, Urt. v. 12.11.2015, Nr. 2130/10; これに関して, Esser, StV 2016, 697.

50) EGMR, *Jalloh/Deutschland*, Urt. v. 11.7.2006, Nr. 54810/00, NJW 2006, 3117 = StV 2006, 617 (Brechmitteleinsatz).

以上をまとめれば、ドイツにおける刑事弁護を積極的に補強する方向で変化をもたらしたといえるだろう——いわば「雨垂れ石を穿つ」である。

他方で、人権は、国内レベルですでに達成されている基準を確実に安定化させるようにも作用する。その例として、自由剥奪を伴う介入、たとえば、ドイツでは現在活発に議論されている、国外退去のための勾留(Abschiebungshaft)の場合が挙げられる。

ただし、通常、国際法上の基準の履行は長期間にわたって行われるため、刑事弁護の側では、かなりの粘り強さが要求される。

たしかに、法治国家的な考え方とは無縁の国家、つまり、指摘することを禁じることができたり、問題を「よその」システムにあるとしたり、効果的にメディアに嘘をつくことが珍しくない、国家を非難する場合には、人権は、常に、政治や社会から歓迎されるだろう。

むしろ、人権の保護を本当に真摯に考える者は、自ら打ち立てた望ましい、また、国内レベルで調整された「基準」を、定期的に批判的に審査し、場合によっては修正を行わなければならない。

可能な限り、EGMRによって「上から」具体的に批判されることなく、以上のことがなされることが望ましい。このような提言を実際に行うことの困難性は——ドイツ連邦共和国がEGMRによって、「構造的に」手続に問題があることを理由に非難された判決の原告らの名前——「Neziraj」⁵¹⁾「Jalloh」⁵²⁾「Mooren」⁵³⁾「M.」⁵⁴⁾から名づけられた各判決が示している。これらの刑法上の「有名人たち」が今後、より増えないことを心から祈っている。

訳者コメント

本稿は、2017年3月24日から26日にかけて立命館大学にて開催された、「東アジア法律家会議(Juristentreffen der Deutschland-Alumuni des Ostasiatischen Fachnetzwerkes für Rechtswissenschaft)」において、エッサー教授が報告された原

51) EGMR, Urt. v. 11.7.2006, NJW 2006, 3117=StV 2006, 617 (自白剤の使用)。

52) EGMR, Urt. v. 13.12.2007 (書面へのアクセス, 拘禁審査の際の迅速な審査の原則); Urt. (GK) v. 9.7.2009, StV 2010, 490=EuGRZ 2009, 566。

53) EGMR, Urt. v. 30.6.2008 (拷問 - 証拠利用禁止 - 波及効果 - EMRK 6条); Urt. (GK) v. 1.6.2010, NJW 2010, 3145。

54) EGMR, Urt. v. 17.12.2009 (保安監置; 刑法旧 § 67d III), NJW 2010, 2495=NSTZ 2010, 263。

稿を若干修正したものである。本稿において、エッセー教授は、欧州人権条約における刑事弁護の保障について条文を示しながら、その詳細を説明する。そして、それらとドイツ基本法との関係や、EU 指令による EU 標準化、さらに、それらを踏まえて、具体的に、ドイツでは、どのような点で欧州人権条約による保障が価値を有していると解されるのかが示された。

以上のようなドイツの動向については、比較法的な観点から、日本にとっても意義があるとして、すでに数多く紹介がなされてきた。本論文との関係では、たとえば、書面へのアクセス権に関して、斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』（法律文化社、2016年）207頁以下、新たな犯罪行為を原因とする刑の執行猶予の取消しに際しての無罪推定に関して、同「執行猶予取消と無罪推定：執行猶予取消要件とその手続の適正化」愛媛大学法学部論集23巻（2007年）153頁以下、保安監置に関して、欧州人権裁判所の判決を契機として行われたドイツ国内の議論状況に関し、飯島暢「保安監置制度の正当化について」法学研究84巻9号（2011年）291頁以下が詳しい。

このようにそれぞれの問題については、これまで詳細な紹介がなされてきたのに対して、本論文では、現在のドイツ刑事司法における、刑事弁護の問題状況を総合的に、ポイントを踏まえてわかりやすくまとめられている点で非常に意義があるといえる。また、とくに、不利益証人に関する指摘、すなわち、EMRK 6 条 3 項 d により、ドイツ刑事司法において、鑑定人や共犯者についても、不利益証人と同じく、被疑者・被告人は訴訟の経過中に少なくとも一度は効果的に尋問できなければならないとされることになった点や、おとり捜査に関する EGMR 判決の指摘は、日本の刑事司法にとっても参考になると思われる。

日本はヨーロッパ人権条約の締結国ではないことから、同条約は日本において直接的拘束力を有するわけではない。しかし、本稿で詳細に示されたように、ドイツが国内法上の問題を抱えながらも、ヨーロッパ標準化したがい、人権のより手厚い保障を進めていく姿は、日本の刑事司法も見習わなければならないのではないだろうか。エッセー教授も最後に結論として述べられているように、人権の保護は、外圧を受けてではなく、自ら基準を打ち立て、提起的に批判的に審査し、修正によって改善がなされていかなければならない。以上のような本報告を受け、フロアからは、東アジアにおいても同様の形で、人権保護を超国家的に監視し、保障を効果的に行うような制度設計ができないのかといった問題関心が示された。

最後になったが、今回の翻訳に当たってアドバイスを下された高山佳奈子京都大学法学部教授、ならびに、訳語についての助言や比較法的な見地から有益なコメン

トを下された斎藤司龍谷大学法学部教授に、この場を借りて御礼申し上げます。